

「自己覚知」で必要とされる認知的範囲の枠組み

— 福祉専門職における倫理綱領からの考察 —

大津 雅之

要 旨

今日、「自己覚知」に関しては、様々な視点から考察・議論され、その重要性が認められている。日本の福祉分野に「自己覚知」という言葉それ自体が定着してきたのは1960年代以降と見受けられるが、筆者自身、その概念的な解釈には難しさがあると考えている。しかし、一方で国家資格取得を目的とした福祉専門職の養成教育が定着する中で、「自己覚知」の概念的な解釈に一定の整理と位置付けが可能になってきたとも考えている。

本稿では、まず、「自己覚知」の概念的な解釈の難しさを提示したうえで、それをどのように整理すべきか考察する。そのうえで、福祉専門職における倫理綱領といった視点から「自己覚知」で必要とされる認知的範囲の枠組みを位置付けてみたい。

キーワード：自己覚知、属性、個人的自己覚知、専門職業的自己覚知、倫理綱領

1. 不明瞭な「自己覚知」の意味

1. 1. 「自己覚知」とは誰が行うものなのか

「自己覚知」の意味について、さまざまな辞典、辞書、用語集を概観してみると、たとえば『現代社会福祉事典（改訂新版）』においては、大塚達雄が「ケースワークの基本原理のひとつ。自己確知ともいう。普通、人間は他人をみるとき自分の価値基準や感情に影響されやすく、しかも、そのことにみずから気づきにくい。もしワーカーが、クライアントとの対人関係に自身の先入観的態度を持ち込んだり、自然のままに自分の感情で相手を律するなら、容易に人を受容できないし、正しく理解できない。それゆえワーカーは、ふだんから意識的に自分の心理や行動の特異性について熟知する必要がある。そのためにはスーパービジョンが欠かせない」¹⁾と記している。一方、『社会福祉基本用語集』においては、川村匡由を編集代表とする「シリーズ・21世紀の社会福祉」編集委員会の名義で、「福祉サービスの利用者側からとらえると、自ら問題に気づくこと。また、援助者側からとらえると、利用者を共感して受容する

ため、自らの能力や性格、個性を知り、感情や態度を意識的にコントロールすること」²⁾とも記されている。

これら2つの意味においては、まず、「自己覚知」とは誰が行うものなのかという疑問を生じさせる。『現代社会福祉事典(改訂新版)』においては、「自己覚知」を「ワーカーは、ふだんから意識的に自分の心理や行動の特異性について熟知する必要がある」と援助を与える側が行うものという位置付けで記述している。これに対し、『社会福祉基本用語集』においては、「自己覚知」を「福祉サービスの利用者側からとらえると、自ら問題に気づくこと」と援助を与える側のみならず援助を受ける側も行うという位置付けで記述している。

それでは、福祉専門職の養成課程で用いられているテキスト等では「自己覚知」をどのように教示しているのだろうか。

1. 2. 福祉専門職の養成テキストで教示されている「自己覚知」

今日、福祉専門職の国家資格としては、社会福

(所 属)

山梨県立大学 人間福祉学部 福祉コミュニティ学科 助教

社士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士といった国家資格があげられる。それぞれの国家資格取得のための養成課程で用いられているテキストを概観してみると、「自己覚知」は、スーパービジョンと絡めて扱われる場合が多い。たとえば社会福祉士の養成課程で用いられている『新・社会福祉士養成講座8 相談援助の理論と方法Ⅱ(第2版)』においては、植田寿之が「自己覚知」をスーパービジョンと絡めながら「対人援助の仕事では、非常に繊細で奥深いクライアントとの援助関係を通してクライアントを援助する。それゆえ、援助関係のなかで生じるさまざまな障害を吟味する必要がある。・・(中略)・・対人援助の仕事では、ワーカー自身の問題を整理しておかないと、クライアントとの関係に支障をきたす。つまり、自己覚知の重要性が指摘されている。ワーカーは、クライアントとの関係に生じる様々な感情を、スーパービジョンを通して表現し、客観的な視点でスーパーバイザーからフィードバックを受ける。それが繰り返されることによって、ワーカーには自己への気づきが生まれる。ワーカーは支持的機能のスーパービジョンによって、自己覚知を深める必要があるのである」³⁾と解説している。一方、同書においては、社会福祉士およびジェネラリスト・ソーシャルワーカーに必要となってくる様々なアプローチを紹介するにあたり、中村和彦が実存主義アプローチについて解説する中で、「実存主義アプローチでは、対象を特定していない。適用対象となるのは、『疎外』に悩んでいるクライアントであり、主体的な存在として『自己覚知』を発達させたいという意味を持っている者である」⁴⁾とも解説している。つまり、植田寿之と中村和彦の解説からだけでもわかるように、社会福祉士を養成するための1冊のテキスト内においてさえ、「自己覚知」は援助を与える側が行うものという位置付けで解説しているものと援助を受ける側が行うという位置付けで解説しているものとのが、双方、存在しているのである。

しかし、筆者自身、援助を受ける側が行うという位置付けの「自己覚知」に対しては、大きな違和感を覚える。たしかに「自己覚知」自体、単な

る自己意識的なものという意味だけで捉えるならば、誰にでも適用可能な万能さがあるように考えられる。ただし、援助を受ける側が行うという位置付けの「自己覚知」とは、今日の福祉分野においてはすでに過去の産物と化した医学モデル(治療モデル)的なアプローチを適用しているに過ぎなくなってしまうのではないだろうか。

そこで、まずは「自己覚知」という言葉それ自体の定着について、歴史的側面からあらためて整理しておきたい。

2. 「自己覚知」という言葉それ自体の定着

2.1. 専門用語としての「自己覚知」

たとえば坪上宏は「自己覚知」について、「自己覚知とは、本来、援助者自身の無意識の意識化に関する、伝統的ケースワークに関する概念である」⁵⁾としている。1984年の記述ではあるが、過去から今日に至るまで、このような「本来」ということばを用いた上で「自己覚知」の概念的な位置付けを明確化させたものは非常に少ない。

ケースワーク分野における「自己覚知」の歴史に関する先行研究を概観してみると、たとえば高橋五江が言うように「ソーシャルワークの歴史のなかで特に援助者の自己覚知として使われるようになったのは、1930年代以降主として、ケースワーク理論が心理主義的に深められて行く過程において、診断学派のケースワーク学者らによってである」⁶⁾ともされている。「自己覚知」に類似する概念は、臨床心理学分野や精神医学分野においても強調されていることである。これについては、たとえば北本佳子が「自己覚知に関する論述は、もともとは精神分析の中で言われていた、転移現象の中でもとりわけ逆転移に関する問題との関連で、ワーカーとクライアントとの専門的な援助関係の形成にマイナスの影響を与える逆転移を統制するためにも、ワーカーはスーパービジョンの積極的利用などを通して自分を知る(自己覚知)必要があるということであった」⁷⁾としているように、「自己覚知」の言わんとする概念自体はケースワーク分野に特化した概念と言い難い。むしろ、ケースワーク分野において、他分野から引用され

てきた概念であるという見方が正しい。

しかし、たとえば西原尚之が『カウンセリング辞典』の中で、「自己覚知」をあえて「ソーシャルワークの分野で用いられることが多いことば」⁸⁾とも記しているように、たとえば安藤治も精神科医の立場から「自己覚知」について、「『自己覚知』とは、わが国では主に社会福祉活動に携わる対人援助職の人々によって積極的に導入されてきた言葉であり、現在の心理学や精神医学においては耳慣れないものかもしれない。しかしながら、社会福祉や精神保健福祉関係の活動や論述のなかでは、現在、日常的にも比較的よく使われる用語になっているものである」⁹⁾としている。このように、概念としてではなく、「自己覚知」という言葉それ自体はケースワークないしソーシャルワークをはじめとする福祉分野に特化したものとなっているようである。

事実、「自己覚知」という言葉を数冊の辞典で確認してみても、『広辞苑』¹⁰⁾や『新明解国語辞典』¹¹⁾といった一般的な辞典には記載されていない。その一方で、坪上宏が「ケースワークに関する概念である」としているのと同様、先にも大塚達雄が「ケースワークの基本原理のひとつ」としていたことを確認している。よって、日本国内における「自己覚知」という言葉それ自体は、本来、ケースワーク分野で用いられるべき専門用語として位置付けられよう。

2.2. 翻訳としての「自己覚知」

そもそも「自己覚知」という言葉が用いられるようになったきっかけについて、さまざまな文献を概観してみると、アメリカにおいて用いられてきた“self-awareness”を「自己覚知」と翻訳した1960年代に遡る。当時、日本国内においては、「ソーシャルワーク」と「ケースワーク」とが表記上も概念上も混在しながら用いられていた。そして、それらの理論を学ぶ目的で、アメリカの関連書籍が輸入され翻訳されることが多かった。そのような時代背景の中で、たとえば田代不二男と村越芳男が1965年にF.P. バイステック (Felix P. Biestek, S.J.) の *The Casework Relationship*¹²⁾

を『ケースワークの原則—よりよき援助を与えるために—』¹³⁾として日本国内に紹介した際には、原著の“self-awareness”を「自己覚知」と翻訳している。これに対し、たとえば四宮恭二と三浦賜郎が1960年にG. ハミルトン (Gordon Hamilton) の *Theory and Practice of Social Case Work*¹⁴⁾を『ケースワークの理論と実際 上巻』¹⁵⁾として日本国内に紹介した際には、原著の“self-awareness”を「自己意識性」と翻訳している。

1960年代当時、日本の福祉分野に国家資格は存在せず、学習の機会も、今日とは比較にならないほど限定されていた。そのような中で、とくに『ケースワークの原則—よりよき援助を与えるために—』は、それ以降も福祉教育機関における学生をはじめ実務者の必読書としても推奨されながら今日に至っている。このことから田代不二男と村越芳男こそ、“self-awareness”を「自己覚知」とする翻訳に契機を与えたように思われる。さらに、“self-awareness”を「自己覚知」とする翻訳は、社会福祉士と介護福祉士という両福祉士の誕生によってより定着してきたと見受けられる。1987年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定され、日本の福祉分野に初となる国家資格が誕生した。そして、1989年に、両福祉士の第1回国家試験が開始され、以降、両福祉士資格取得のための養成テキストや参考書籍が国内に大量に出回りはじめた。中でも中央法規から1988年の出版以降、今日まで継続した改版が加えられている『社会福祉士養成講座』¹⁶⁾や『介護福祉士養成講座』¹⁷⁾は、両福祉士の標準養成テキストとして位置付けられており、その初版から“self-awareness”の翻訳を、「自己覚知」に統一している。両福祉士誕生から20年以上を経て、有資格者の数も養成機関の数も大幅に増加したことを考えるならば、“self-awareness”を「自己覚知」とする翻訳も、それと平行しながら定着してきたと思われる。

2.3. 「自己覚知」の古典的位置付け

日本国内における1960年代の文献で「自己覚

知」という言葉それ自体が扱われているものを概観してみると、筆者が確認した中では大塚達雄が1960年に出版した『ソーシャルケースワーカー その原理と技術一』が最も古いものであった。その中で、大塚達雄は「自己確知」という表記を用いながら「自己覚知」の概念を次のように述べている。

人間の行動やパーソナリティの理解についていわれるあらゆることは、ケースワーカーにもやはりあてはまる。何故なら、ワーカーもまた人間であり、意識的、無意識的動機をもち、アンビバレンスがあり、偏見があり、行動についての客観的、主観的理由があるからである。もし、ワーカーが、クライアントとの対人関係に自分自身の先入的態度を持込むなら、その関係は大いに歪められるだろうし、またもし、自然のままに、自分の感情で人を律するなら、クライアントの事態や問題の理解に重大な誤をまねくかもしれない。また、ワーカーが内在的葛藤に苦しみ、それが解決していない場合は、クライアントの問題解決を援助する能力を妨げられる。これらのことは、自分自身を知ることによって防ぐことができる。自己確知は最も重要でありながら、最も困難なことである。それだけにワーカーは意識して自己確知に努めなければならない。・・・(中略)・・・人間として偏見というような感情や意見をもつのは不自然ではない。ただ専門職業的立場では、偏見が介入するのは、仕事を進めるのに不適當なのである。・・・(中略)・・・人を援助する専門的職業においては、ワーカーの自己確知が基本的条件であるといってもいいすぎではないだろう¹⁸⁾。

たとえば日本国内においては、自分自身に気づくことや自分自身を知ることの意味で用いられる言葉に「自覚」や「自己意識」などがある。『広辞苑 第五版』には、「自覚」について、「自分のあり方をわきまえること。自己自身の置かれている一定の状況を媒介として、そこにおける自己の位置・能力・価値・義務・使命などを知ること。

自分で感じとること。自ら悟りを開くこと。自己意識と同じ」¹⁹⁾と記されている。また、同書には、「自己意識」について、「自己自身に関する意識。諸体験の統一的・恒常的・自同的主体としての自我の意識。自意識。自覚」²⁰⁾と記されている。つまり、「自己意識」自体、「自意識」や「自覚」をも含めた上で用いられていることから、自分自身に気づくことや自分自身を知ることの意味で用いられる言葉においては、上位の概念であることが確認できよう。

それでは、「自己意識」と「自己覚知」の違いはどこにあるのだろうか。「自己意識」を単に自分自身に気づくことや自分自身を知ることという意味だけで捉えるならば、「自己覚知」も「自己意識」という大枠の概念に包含された限定的な概念であることがあらかじめ理解できる。たとえば対人関係であれば、家族や友人といった日常一般における対人関係を通して「自己意識」につながることも多い。とくに「人の振り見て我が振り直せ」といったことわざなどは、その最たるものであろう。しかし、これに対し「自己覚知」は、大塚達雄も述べるように、日常一般における対人関係とあえて差別化させたケースワーカーとクライアントという専門職業的な対人関係における専門職業的立場の側に立つケースワーカーとしての「自己意識」を指している。そして、この点に、単なる「自己意識」との違いを見出していることが読み取れる。さらに、大塚達雄は、同書の中で「自己覚知」について次のようにも言及している。

社会事業専門家としての自己の成長は、知識と技術を獲得し、それらを専門職業的倫理、態度、価値の枠組の中に、混然と包含することを意味する。自己確知に最も重要なのは、パーソナリティと行動についての知識である。しかし知ることだけでは十分でない。人は変化しなければならない。しかも、知識、技能、そして洞察力なしには変化できないのである。このように、ワーカーは自身をふりかえって、自己分析を行い、洞察し、科学的知識を動員して、自分の心理や行動を理解するよう努め、専門職業

的態度への変化に努力してこそ、クライアントの適切な援助をなしうるのである。また逆に、意識して、効果ある援助過程を歩む努力が、自己確知を培うことにもなるのである。そして、より優れた知識、技能および経験をもつスーパーバイザースーパーバイザー指導監督者 supervisor による指導監督スーパービジョンが、ワーカーの自己確知に重要な役割をはたすことはいうまでもない²¹⁾。

少なくとも大塚達雄は、「ワーカーは自身をふりかえって、自己分析を行い、洞察し、科学的知識を動員して、自分の心理や行動を理解するよう努め、専門職業的態度への変化に努力してこそ、クライアントの適切な援助をなしうるのである」(傍点筆者)と述べている。この点からも、「自己覚知」が、日常一般で言われる「自分探し」のような漠然としたものではないことが理解できる。つまり、「自己覚知」とは、ケースワーカーが、やみくもに自分自身に気づき、やみくもに自分自身を知るといった自己完結に終わるのではない。「自己覚知」とは、あくまでも、ケースワーカーがクライアントとの専門職業的な対人関係において、適切な援助を遂行するため、クライアントに向けた適切な「専門職業的態度」を反映させようといった、クライアントに還元的な目的のもとでなすべきケースワーカー自身の「自己意識」を指していることが読み取れる。

また、大塚達雄が、「社会事業専門家としての自己の成長は、知識と技術を獲得し、それらを専門職業的倫理、態度、価値の枠組の中に、混然と包含することを意味する」と述べている点にも注目しておきたい。実際、ケースワーカーの「専門職業的態度」も、日常一般における対人関係の中でも培われていく部分が大きいと考えられる。しかし、たとえばケースワーカーが、クライアントとの間に何らかの軋轢を生じさせてしまった場合、ケースワーカーは、原則、日常一般における親しい人間にさえ、安易にそのことを打ち明けることが禁じられている。つまり、ケースワーカーには守秘義務が存在する。また、ケースワーカーは、クライアントに対し、「フォーマルな枠組み」

の中での「専門的な援助」を提供しなければならない。ゆえに、ケースワーカーの所属する組織の上司や関連機関の専門職らによるスーパービジョンが必要となるのであり、それらを経ることにより大塚達雄の言う「社会事業専門家としての自己の成長」につながるのであろう。つまり、この点からも「自己覚知」が、単なる「自己意識」とは異なり「自己覚知」ということばそれ自体に、ケースワーク分野という一専門職業分野の特殊な技法として捉えさせようとしている側面があることを見出せるのである。

「自己覚知」は、アメリカのケースワーク分野で用いられていた“self-awareness”という概念の翻訳であり、日本にアメリカのケースワーク理論そのものを輸入してくる際、付随してきた経緯がある。ただし、たとえば『ジーニアス英和辞典』といった一般的な英和辞典では、“self-awareness”を「自己認識」²²⁾と翻訳されるにとどまっている。このことから、欧米における“self-awareness”は、必ずしもケースワーク分野に特化した専門用語としてあるのではなく、むしろ、“self-awareness”がケースワーク分野で用いられることによって、はじめて大塚達雄が位置付けたような意味合いを生じさせてくるものと推測できる。ゆえに、日本においては、そのアメリカのケースワーク分野で用いられていた“self-awareness”の概念を、ケースワーカーにわかりやすく伝える目的で、様々なことばで翻訳されてきた結果、「自己覚知」をはじめとするケースワーク分野に特化した専門用語的位置付けを伴う翻訳が定着してきたとも推測できよう。

2.4. 「自己覚知」をすべく者の拡がり

たとえば空閑浩人は「自己覚知」をケースワーカーに限定せず、「援助職に共通して求められる」²³⁾としている。その背景として、1987年の「社会福祉士及び介護福祉士法」制定以降、日本の福祉分野に複数の国家資格が誕生したことが、深く関連していることは言うまでもない。社会福祉士、介護福祉士に続き、1997年には、「精神保健福祉士法」が制定され、精神保健福祉士が誕生する。

また、2001年には、「児童福祉法」が一部改正され保育士の国家資格化が実現した。これにより、以降、日本の福祉分野は、4つの国家資格が存在し、それぞれの国家資格を所持する福祉専門職者らによって、各専門性の確立やそれにとまなう各業務的範囲の確立がはかられることとなった。このうちケースワーカーに同じく相談援助系の資格とされる社会福祉士、精神保健福祉士においては、各専門性をふまえながらも、「自己覚知」の理論をそれまでと同様の位置付けで援用してきたように思われる。一方、身体援助系の介護福祉士、保育士においても、各専門性をふまえながら、「自己覚知」の理論が援用されていることが確認できる。たとえば、社団法人日本介護福祉士養成施設協会は、2005年に発行した『介護福祉士国家試験・実技試験免除のための 介護技術講習テキスト』の中で、介護者（介護福祉士）の「自己覚知」について、「自己覚知とは、介護者自身の心理的、行動的傾向を意識するということである。利用者を理解しようとするとき、例えば、介護者の目が曇っていれば、現実を正しく理解することは不可能である・・・(中略)・・・実際に相手の抱えている問題状況について、ありのままにとらえようとしても、知らず知らずのうちに自分の基準で判断したり、ときには偏った歪んだ見方でとらえてしまったりすることもある・・・(中略)・・・介護者が自己の心理的傾向や行動傾向について、覚知しているか否かは、利用者との関係づくりを左右することになる。また、問題解決のうえで、利用者に与える影響は大きいことから、自己覚知を深めることは重要であり、不可欠である」²⁴⁾と解説している。また、たとえば犬飼己紀子、市東賢二、鈴木かなえは、「安定した養護と教育の効果を追い求めその手段・方法論を研究し成果を上げるには、並行してそこにいたる過程に目を向け、人と向き合う『自己』に気づく必要がある。なぜならば保育という行為を通じて子ども・保護者に向き合うことは、自分自身の身体を媒介として表出されるものに他ならないからである」²⁵⁾といった内容で、保育士にも「自己覚知」の必要性があることを言及している。

このように、「自己覚知」は、かつてのケースワーカーに限定して用いられていた位置付けから、日本の福祉分野における福祉系国家資格の増加などを背景に、各専門性をふまえながら、それぞれの分野で用いられるようになった経緯を確認できる。

3. 属性的側面に見る「自己覚知」

3.1. 「専門職業的自己覚知」と「個人的自己覚知」

たとえば『介護・医療・福祉小辞典』においては、山辺朗子が「自己覚知」について「自己覚知には専門職としての自己を理解し、意識化する『専門職業的自己覚知』と、専門職としての自己の基盤となる個人的な自己のあり方を理解し、意識化する『個人的自己覚知』がある」²⁶⁾とも記している。中でも山辺朗子の言う「専門職業的自己覚知」とは、まさに大塚達雄が『ソーシャルケースワーク—その原理と技術—』の中で扱っている「自己確知」そのものであると考えられる。

ただし、筆者自身、「自己覚知」を「専門職業的自己覚知」と「個人的自己覚知」に分類することには大きな違和感を覚える。たとえば大塚達雄も「人間として偏見というような感情や意見をもつのは不自然ではない。ただ専門職業的立場では、偏見が介入するのは、仕事を進めるのに不適当なのである」とするように、福祉専門職者も業務以外の場面ではフォーマルな人間としてではなく、まずインフォーマルな人間として存在しているはずである。そして、インフォーマルな人間として様々な価値基準をもち、その価値基準でプライベートな環境や時間をつくり出しながら自らの生活を営んでいることが自然である。たとえば好きな人と嫌いな人という価値基準で人を選択してみたり、たとえば好きなことと嫌いなことという価値基準で何かを行動するか否かを選択してみたり、たとえば好きな物と嫌いな物という価値基準で何かを入手するか否かを選択してみたりする。そのような価値基準をもって選択が行われるからこそ、二つとないその人らしい個々人の生活が成り立っているはずである。たとえば一人の人間として社会福祉士というフォーマルな福祉専門職者

でいる時には、「社会福祉士は、自らの先入観や偏見を排し、利用者があるがままに受容する」²⁷⁾という社団法人日本社会福祉士会の定めた社会福祉士の倫理基準に自を照らしながら業務を遂行することであろう。つまり、社会福祉士というフォーマルな福祉専門職者として業務に従事している時には、その業務の拠り所とする価値基準が倫理綱領に定められている以上、原則的には、どのような他者でもまずは受容するところからはじめなければならない。しかし、一人の人間としてプライベートな時間を過ごしている時には、拒絶したくなる人もいて当然である。むしろ、どのような他者でもあるがままに受容しては、かえって様々な誤解や混乱を招いてしまうことになりかねない。たとえばプライベートでは新しい恋人と幸せな日々を送っている社会福祉士の女性がいたとして、そこにいくら断ろうとも以前の恋人が復縁をせまる目的でストーカーのように現れるならば、それは犯罪であると同時に、彼女は彼女自身の幸せな日々を守るためにも以前の恋人を拒絶する方が自然であろう。もしも彼女自身、かつての恋人があるがままに受容するならば、ストーカー行為がエスカレートし、殺されてしまう危険性だってある。無論、それは極端な例かもしれないが、そうでなくとも社会福祉士というフォーマルな福祉専門職者として業務に従事している時の自分自身とプライベートでいる時の自分自身とは、必ずしも同じ価値基準で行動できないのが自然である。そして、何より、日本国憲法第19条に「思想・良心の自由」が定められている以上、個々人の内心の自由に国家をはじめとしたフォーマルな力が介入すること自体、阻止されるべきことではない。

よって、「自己覚知」とは、フォーマルな福祉専門職者として業務に従事している時の者が、保持する資格等に裏打ちされた専門的知識や職業倫理に自らを照らし合わせて初めて成立する概念でしかないといえるのではないだろうか。

3.2. 「自己覚知」の方法に関する属性的分類

大塚達雄も植田寿之も「自己覚知」の方法とし

てスーパービジョンを紹介している。これに対し、たとえば河崎洋充は、「自己覚知」の方法について「自己覚知を促進するために、スーパービジョン、精神分析、自己洞察、グループセラピー、交流分析などをうける方法がある」²⁸⁾とも紹介している。つまり、河崎洋充は「自己覚知」の方法をスーパービジョンのみならず精神医学や臨床心理学分野で用いられている理論や方法を応用する文脈で紹介しているのである。

これらの点について、たとえば山辺朗子が『福祉キーワードシリーズ ソーシャルワーク』の中で「個人的自己覚知は、主に成育歴やパーソナリティのあり方から生起する葛藤、不安、攻撃性、防衛などの感情、人間関係のもち方などを理解し、洞察することがその中心となる。このことに関連して職業選択の動機づけも洞察することが可能となる。・・(中略)・・自己覚知にはさまざまな方法があるが、日常的な理解や意識化の努力に加え、専門職業的自己覚知にはスーパービジョンが、個人的自己覚知には教育分析的手法がそれぞれ有効であるといわれている。・・(中略)・・教育分析的手法は精神分析等によく用いられるが、ソーシャルワークにおいても教育分析的手法を取り入れた教育訓練のためのカウンセリングなどが用いられることがある。また、エンカウンターグループなどで集団の中の自己理解を深めるという方法もある」²⁹⁾と記すように、方法論としては一定の整理が可能となっているように見受けられる。

ただし、たとえば黒岩晴子は、社会福祉専門職教育の場面における「自己覚知」について「近年さまざまな社会問題が深刻化しているが、そのような影響を自身の課題として背負い福祉専門職を希望する学生が増えている状況がある。従って、授業で行う自己覚知の方法として安全であることが重要である」³⁰⁾とも指摘している。無論、黒岩晴子の指摘は、福祉専門職教育という場面に限っての指摘に過ぎない。しかし、それが学生に限定されなくとも、筆者自身、この指摘の重要性は見逃すことができないと考えている。筆者は、「個人的自己覚知」を行うことで福祉専門職者としての適性をふるい分けてしまう結果になる可能

性を危惧している。たとえば養成課程にある学生が「個人的自己覚知」をしたがゆえに、福祉専門職者を目指す自身の夢をあきらめなければならなくなったとか、たとえば福祉専門職者が「個人的自己覚知」をしたがゆえに、福祉専門職自体を続けることが不可能となったなど、「個人的自己覚知」は、それをしたがゆえにそのような事態を招く危険性があるように思えてならない。

たしかに、スーパービジョンには「支持的機能」があるので、ゆえに「個人的自己覚知」さえ重要視する考え方にもつながっているようにも思われる。しかし、個人に現れる精神症状などは、場合によっては専門的な知識や技術のある臨床心理士や精神科医に委ねなければならず、専門外の者が安易に対処できるものではない。さらに、たとえば荒田寛が「自己覚知」について「これらを個人で実践することには困難が伴うため、スーパーバイザーの助力が望まれるのである。スーパーバイザーがいなくても、ソーシャルワーカーが自分自身で学習することは、日常のソーシャルワーク実践を反省していくうえで大切である。実際には、スーパーバイザーのいない職場はまだ多く、自分自身の業務や援助について反省する作業を進めるうえで、援助記録による反省や、作業分析による業務総括は可能である」³¹⁾とも言及しているように、そもそも、「自己覚知」をスーパービジョンと絡めて行うこと自体、まだまだ難しさを含んでいるように見受けられる。

いずれにせよ「自己覚知」自体は、福祉専門職者ないしはその養成課程にある学生という属性の上で、まずは「専門職業的自己覚知」から実践すべきことが前提となってくるのではないだろうか。

3.3. 利用者による「自己覚知」の限界

属性的側面から「自己覚知」を考察する場合、利用者による「自己覚知」という位置付けも整理しておく必要があると思われる。利用者による「自己覚知」について、たとえば金子務は『精神保健福祉用語辞典』の中で、次のように記している。

ソーシャルワーカーにとって自己覚知とは、自らのあり様、つまり自分の中にある予断、偏見や癖などの特徴や傾向、そして知識や技量について、意識化し自分ではっきり知ることをいう。そして、援助場面においては、そのクライアントに対して生じる感情や思い、言語、行動の発生の仕組みについて自己洞察し、客観的に理解することである。一方で、クライアントの側からとらえた自己覚知は、自分自身が自ら抱える問題に気づくことを意味している。ソーシャルワーカーはクライアントが解決すべき課題と向き合い、主体的に取り組むことを援助するため自己覚知を促す働きかけを行う。また、クライアントとの援助関係は相互関係である。したがって、援助関係を形成していく過程において、その関係を双方向的な関係、さらには循環的な関係にとらえ、クライアントを変えるのではなく自らのあり様を管理、統制することで、その援助関係を変えていくことが結果としてクライアントの変化を生み出すとの認識が必要である。さらに、この援助関係を形成していく上で重要となるのが、共感的相互理解である。ソーシャルワーカーがクライアントの立場に立ち、共感的理解を深めることは専門職として当然すべきことである。しかし、一方でクライアントも一緒に取り組むことを決めなければ援助関係は成立しえない。ソーシャルワーカーがクライアントに対して共感的理解を示すだけでは不十分であり、クライアントの側もソーシャルワーカーに対して共感的理解を示すことで初めて相互関係としての援助関係が成立しうる。したがって、ソーシャルワーカーは、クライアントが共感できるように、つまり安心して援助関係を結べるように、自己覚知に基づき自らを管理、統制しながら働きかけることが重要である。そして、ソーシャルワーカーが自己覚知を図るには、自分を不必要に責めることなく、率直に自己批判できる力が必要であり、自らの限界についてはほかからの援助を求めることも必要となる。自己覚知は、専門職足りえるために必要不可欠な要素であると同時に、専門職として育

むものであり、人間的な成長を図るものでもある。自己覚知を促進するものとしては、スーパービジョンなどの方法が有効である³²⁾。

金子務も「クライアントの側からとらえた自己覚知は、自分自身が自ら抱える問題に気づくことを意味している」と記すように、利用者による「自己覚知」とは、それが臨床心理学や精神医学を基礎とするカウンセリング分野等の範疇で扱われるのなら理解できなくもない。ただし、先にも述べたように、今日の福祉分野において、心理主義に傾倒してしまった医学モデル（治療モデル）的アプローチはすでに過去の産物となっている。また、精神科医のみならず臨床心理士が専門職として定着しつつある今日に至っては、福祉の専門職が心理の専門職の真似ごとをしてしまえば越権行為にもなりかねない。そして、何より、利用者の多くは、フォーマルな立場にいる福祉専門職者と違い、照らしあわすべきフォーマルな福祉的知識やフォーマルな福祉的価値観など持ち合わせていないのが普通である。よって、「自己覚知」を利用者側の概念として捉えるには限界があるように思われる。

たとえば『社会福祉用語辞典 一新版一』には、「障害の受容」を「自分の身体障害を客観的かつ現実的に認知し、受け入れること。一般的には、①ショック期、②混乱期、③適応への努力期、④適応期、という受容過程が考えられるが、直線的に移行する（逆戻りしない）ものではない。また、すべての障害者が100%の受容に至るものではない。何を受容と呼ぶかについても変わるが、健常者も含めて、すべての人は何らかの重荷を背負って人生を歩むと考えるべきである」³³⁾と記している。今日の福祉分野においては、利用者の自己意識的概念を扱う場合、「自己覚知」というよりもむしろ「受容」とされることの方が定着しているのではないだろうか。

4. 小括と課題—今後の研究に向けて—

たとえば北川清一、松岡敦子、村田典子らも言うように「社会福祉の支援活動は、有償・無償の

ボランティア活動をはじめ広範な人びとによる取り組みの成果が蓄積されてきたことにより、今や社会福祉専門職と非専門職の活動が混在するボーダレス化の時代にあるといわれている」³⁴⁾との指摘もある。無論、この指摘は、福祉専門職者としての職業的なアイデンティティを扱う文脈で議論される場合や福祉専門職教育に対する問題点を扱う文脈で議論される場合に用いられることが多いように思われる。

ただし、この指摘は職業的なアイデンティティという意味において、「自己覚知」にも大いに関連してくるのではないだろうか。1989年に第1回目となる社会福祉士国家試験と介護福祉士国家試験が始まって以降、その有資格者数は年々増加している。厚生労働省の発表では、社会福祉士の登録者数だけでも2012年9月末現在で、157,463人³⁵⁾とされている。そもそも社会福祉士の国家試験は福祉系大学をはじめとする養成課程を経て受験資格を得ないかぎり受験できない。本来、社会福祉士になるための専門的な教育を受けてきたのであれば、社会福祉士として必要とされる専門的な理論はもちろん社会福祉士としての自分を照らす「職業的な価値」つまり職業倫理等を多少なりとも学んでいるはずである。少なくとも、社団法人日本社会福祉士会の定めている倫理綱領は、社会福祉士としての自らが何をすべきなのか、また、社会福祉士としての自らが何をすべきではないのかという一定の価値基準を示している。これはインフォーマルな援助者との大きな違いであり、倫理綱領という側面から見れば、社会福祉士とインフォーマルな援助者とがボーダレスであるということなどできない。そして、このことが職業的なアイデンティティを形成させる一部分になると思われる。

「自己覚知」を考える場合、専門職者としての基本姿勢を定めた倫理綱領の存在が非常に重要な意味を持つと思われる。たしかにインフォーマルな援助者であれば、時にはやみくもな自分探しに没頭する「個人的自己覚知」で終始することもある。これに対し、福祉専門職者であれば、自らがどうであれ倫理綱領がある以上、「専門職業的

自己覚知」がむしろ必要条件となってくる。今後は、「自己覚知」と倫理綱領との関係性をあらためて考察してみたい。

〔註〕

- 1) 大塚達雄「自己覚知」仲村優一、岡村重夫、阿部志郎、三浦文夫、柴田善守、嶋田啓一郎編『現代社会福祉事典(改訂新版)』全国社会福祉協議会、1988年、202ページ。
- 2) 「シリーズ・21世紀の社会福祉」編集委員会編『社会福祉基本用語集』ミネルヴァ書房、1999年、75ページ。
- 3) 植田寿之「第9章 スーパービジョンとコンサルテーションの技術」『新・社会福祉士養成講座8 相談援助の理論と方法Ⅱ(第2版)』中央法規、2010年、191ページ。
- 4) 中村和彦「第8章 さまざまな実践モデルとアプローチⅢ」『新・社会福祉士養成講座8 相談援助の理論と方法Ⅱ(第2版)』中央法規、2010年、172ページ。
- 5) 坪上宏「第3章 社会福祉実践の成立要件と方法・技術 A 援助関係論」仲村優一、小松源助編『講座 社会福祉第5巻 社会福祉実践の方法と技術』有斐閣、1984年、109ページ。
- 6) 高橋五江「社会福祉援助職の自己覚知について」『淑徳大学研究紀要』、第28号、1994年、163-177ページ。
- 7) 北本佳子「障害者に対する福祉専門職の援助の方向—ソーシャルワーク研究における自己覚知概念の展開から—」『リハビリテーション研究』日本障害者リハビリテーション協会、第87号、1996年、25-29ページ。
- 8) 西原尚之「自己覚知」國分康孝編『カウンセリング辞典』誠信書房、1990年、223ページ。
- 9) 安藤治『心理療法としての仏教—禪・瞑想・仏教への心理学的アプローチ—』法蔵館、2003年、207ページ。
- 10) 新村出編『広辞苑 第五版』岩波書店、1998年。
- 11) 金田一京助、山田忠雄ほか編『新明解国語辞典 第四版』三省堂、1989年。
- 12) Felix P.Biestek,S.J, *The Casework Relationship*, Loyola University Press, 1957.
- 13) F.P. バイステック著、田代不二男、村越芳男訳『ケースワークの原則—よりよき援助を与えるために—』誠信書房、1965年。
- 14) Gordon Hamilton, *Theory and Practice of Social Case Work* 2nd Ed, Columbia University Press, New York, 1951.
- 15) G. ハミルトン著、四宮恭二監修、三浦賜郎訳『ケースワークの理論と実際 上巻』有斐閣、1960年。
- 16) 福祉士養成講座編集委員会編集『社会福祉士養成講座』中央法規、1989年一。
- 17) 福祉士養成講座編集委員会編集『介護福祉士養成講座』中央法規、1988年一。
- 18) 大塚達雄『ソーシャルケースワーカーその原理と技術—』ミネルヴァ書房、1960年、24-27ページ。
- 19) 新村出、前掲書、1142ページ。
- 20) 新村出、前掲書、1156ページ。
- 21) 大塚達雄、前掲書、1960年、26ページ。
- 22) 小西友七、南出康世編集主幹『ジーニアス英和辞典 第3版』大修館書店、2001年、1685ページ。
- 23) 空閑浩人「自己覚知」山縣文治、柏女靈峰編集委員代表『社会福祉用語辞典:福祉新時代の新しいスタンダード〔第6版〕』ミネルヴァ書房、2008年、121ページ。
- 24) 社団法人日本介護福祉士養成施設協会『介護福祉士国家試験・実技試験免除のための 介護技術講習テキスト』社団法人日本介護福祉士養成施設協会、2005年、50ページ。
- 25) 犬飼己紀子、市東賢二、鈴木かなえ「保育者として自己覚知の必要性—グループワーカーとしての保育者像—」『上田女子短期大学紀要』第30号、2007年、61-75ページ。
- 26) 山辺朗子「自己覚知」橋本篤孝、古橋エツ子編集代表『介護・医療・福祉小辞典』法律文化社、2004年、107ページ。
- 27) 社団法人日本社会福祉士会編集『改訂 社会福祉士の倫理 倫理綱領実践ガイドブック』中央法規、2009年、58-61ページ。
- 28) 河崎洋充「自己覚知」成清美治、加納光子編集代表『現代社会福祉用語の基礎知識—第3版—』学文社、2003年、80ページ。
- 29) 山辺朗子「自己覚知」『福祉キーワードシリーズ ソーシャルワーク』中央法規、2002年、48-49ページ。
- 30) 黒岩晴子「社会福祉専門職の資質向上をめざして—社会福祉学演習の試み—」『福祉教育開発センター紀要』佛教大学福祉教育開発センター、第3号、2006年、1-13ページ。
- 31) 荒田寛「第2章精神障害者に対する社会福祉援助活動の目的・価値・原則および諸過程と共通課題 第Ⅱ節社会福祉援助活動の原則」柏木昭、大野和男、荒田寛編集代表『精神保健福祉援助技術総論—改訂第3版—(精神保健福祉士養成セミナー第5巻)』へるす出版、2005年、56ページ。
- 32) 金子努「自己覚知」社団法人日本精神保健福祉士協会、日本精神保健福祉学会監修『精神保健福祉用語辞典』中央法規、2004年、191ページ。
- 33) 中央法規出版編集部編『社会福祉用語辞典-新版-』中央法規出版、2001年、268ページ。
- 34) 北川清一、松岡敦子、村田典子『演習形式によるクリティカル・ソーシャルワークの学び—内省的思考と脱構築分析の方法』中央法規、2007年、12ページ。
- 35) 厚生労働省ホームページ「社会福祉士の登録者数の推移」<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi3.html> (2012年10月30日アクセス)

〔参考文献〕

- ・ 大津雅之「適切な自己覚知を考える（1）―拡大する定義と今日の教育内容の整理―」『花園大学社会福祉学部研究紀要』第16号，2008年，97-109ページ。
- ・ 大津雅之「社会福祉分野における『自己覚知』に対する考察―概念・必要性・方法論の視点から―」『ヒューマンセキュリティ・サイエンス』第4号，2009年，45-62ページ。
- ・ 大津雅之「適切な自己覚知を考える（2）―福祉分野における『自己覚知』の歴史の変遷―」『花園大学社会福祉学部研究紀要』第19号，2011年，107-126ページ。

Framework of Cognitive Scope necessary for “Self-awareness”

— From the Viewpoint of the Ethical Code of Welfare Professionals —

OTSU Masayuki

Abstract

“Self-awareness” is thought about and discussed from various points of view these days, and its importance is widely acknowledged. The word “self-awareness” seems to have established itself in welfare studies in Japan after the 1960s, and the author has been of the opinion that there are difficulties in its conceptual interpretation. However as educational courses for future welfare professionals increasingly focus on the national qualification, it may be a good time to clarify and position the conceptual interpretation of “self-awareness”.

In this paper, the difficulties of conceptually interpreting “self-awareness” are laid out and discussed. After that an attempt to position a framework of cognitive scope necessary for “self-awareness” is made from the viewpoint of the ethical code of welfare professionals.

Key words : self-awareness, attribute, individual self-awareness, professional self-awareness, code of ethics